

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト

IASB テクニカル・フェロー おおつ たかあき
大津 喬章

はじめに

今回は、私が新たに担当することになった、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）についてご報告したい。本プロジェクトは、国際会計基準審議会（IASB）が2013年に実施したIFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の適用後レビュー（PIR）¹に端を発したプロジェクトであり、長期にわたるプロジェクトとなっている。そのため、今回は本プロジェクトのこれまでの経緯について、簡単にご報告できればと考えている。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

本プロジェクトの経緯

1. IFRS第3号のPIR

IASBは、2008年に公表した改訂後IFRS第3号のPIRを2013年に開始し、2015年に以下の事項を決定した。

- (1) IFRS第3号のレビュー報告書及びフィードバック・ステートメントの公表²
- (2) 「事業の定義」に関するプロジェクトをメンテナンス・プロジェクトに追加³
- (3) 以下の事項をさらに検討するために本プロジェクトをリサーチ・アジェンダに追加
 - のれんの事後の会計処理
 - 減損テストの有効性及び複雑性
 - 無形資産の識別及び公正価値測定
 - 開示

IASBは、本プロジェクトを進めるにあつ

1 適用後レビュー（PIR）は、新基準の適用後に、新基準が期待されたとおりに機能しているかなど、利害関係者への影響を評価するために実施されるものである。PIRを実施することが、必ずしも新基準を改訂することに繋がるわけではないが、PIRの結果次第では、新基準の小規模な改訂や幅広い再検討を開始することにもなり得る。

2 <https://www.ifrs.org/-/media/project/pir-ifs-3/published-documents/pir-ifs-3-report-feedback-statement.pdf>

3 IASBは2018年10月に、「事業の定義」（IFRS第3号）の狭い範囲の修正を公表している。https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press_release/y2018/2018-1022.html

て入手した利害関係者からのフィードバックを踏まえ、本プロジェクトの目的として、(1)のれんの償却の再導入にあたり、新たな概念的な議論又は新たな情報を得られたか、(2)減損テストの簡便化及び有効化により、IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項の適用を改善できるか、(3)企業結合によって取得した識別可能な無形資産はのれんに含めることが許容されるか、(4)のれん及び減損に関する情報について、開示を通じてより適切かつ適時に財務諸表利用者に提供し得るかという 4 つの問いを設定し、本プロジェクトの検討を開始した。

2. 2018 年 6 月までの IASB における議論の状況

上述した本プロジェクトの目的に基づき、IASB は、2018 年 6 月までに以下の事項を議論してきた。

(1) のれんの事後の会計処理への対応

潜在的な改善案	2018 年 6 月までの IASB における暫定決定内容
のれんの償却の再導入 (2017 年 12 月)	IASB は、のれんの償却の再導入を追求しないことを暫定決定した。なお、2017 年 12 月のボード会議において、のれんを償却することによって財務諸表利用者に提供される情報が限定的であること、更新ヘッドルーム・アプローチ ⁴ の検討と減損テストの改善によって、のれんの減損損

	失の認識が遅すぎる又は金額が少なすぎる問題（「too little, too late」の問題）に対処できる可能性が残されていること、減損のみアプローチから償却及び減損アプローチへの変更が正当化されるような新たな概念的な議論がないといった意見が聞かれた。（しかしながら、2018 年 7 月のボード会議において、のれんの償却を再検討することが暫定決定された。）
のれんを構成する項目ごとの性質を識別し、その構成単位ごとに会計処理を設定 (2017 年 12 月)	IASB は、この改善案により、のれんの会計処理の複雑性が増すと考え、明確に追求することを決定しなかった。
当初認識時におけるのれんの即時償却 (2017 年 12 月)	IASB は、明確に追求することを決定しなかった。（2018 年 7 月のボード会議において、追求しないことが暫定決定された。）

(2) 減損テストの有効性及び複雑性への対応

潜在的な改善案	2018 年 6 月までの IASB における暫定決定内容
取得原価の配分の際に、取得者による過大支払いを識別し、一時費用処理する提案 (2016 年 3 月)	IASB は、明確に追求することを決定せず、PH アプローチ ⁵ に注力することを暫定決定した。
取得時におけるのれ	IASB は、明確に追求する

4 更新ヘッドルーム・アプローチは、のれんが配分された資金生成単位 (CGU) (取得した CGU と既存の CGU の全体) のヘッドルーム (回収可能価額が帳簿価額を超える金額) を毎期ののれんの減損テストにおける追加のインプットとして使用する方法である。のれんの減損テストにおいて、直前の減損テストの実施日に測定されたヘッドルームの金額が、回収可能価額と比較される帳簿価額に加算される。後述する PH アプローチ (取得前ヘッドルーム・アプローチ) を修正したものとして検討された。

5 PH アプローチとは、のれんが配分される既存の CGU のヘッドルーム (回収可能価額が帳簿価額を超える金額、測定額を PH と呼ぶ) を企業結合時に測定し、当該 PH の金額をのれんの減損テストにおいて、回収可能価額と比較される帳簿価額に加算する方法である。なお、PH の金額は当初測定後において再計算されない。

んを、法的な会社単 位ごとに測定する提 案（2016年3月）	ことを決定せず、PHアプ ローチに注力することを暫 定決定した。
減損テストの有効性 の改善のため、PH アプローチの検討 （2017年10月）	PHアプローチは、更新 ヘッドルーム・アプローチ に改善された。
更新ヘッドルーム・ アプローチの検討 （2017年12月）	IASBは、減損テストの有 効性の改善のために、更新 ヘッドルーム・アプローチ の検討を進めることで暫定 決定した。（しかしながら、 2018年7月のボード会議 において、追求しないこと が暫定決定された。）
強制的な年次の定量 的な減損テストの免 除（2017年12月）	IASBは、左記改善案を追 求しないことを暫定決定し た。（しかしながら、2018 年7月のボード会議におい て、追求することが暫定決 定された。）
使用価値と処分費用 控除後の公正価値と の違いについてのガ イダンスの提供 （2017年12月）	IASBは、減損テストの簡 便化の一環として検討した が、明確に追求することを 決定しなかった。
のれんを企業レベル 又は報告セグメント レベルでテストする ことを許容するかど うかの検討（2017 年12月）	IASBは、追求しないこと を暫定決定した。
回収可能価額の算定 において、使用価値 又は処分費用控除後 の公正価値いずれか 一つの方法を適用す るかどうかの検討 （2017年12月）	IASBは、追求しないこと を暫定決定した。
資金生成単位 （CGU）の識別及び のれんのCGUへの 配分に関するガイダ	IASBは、明確に追求す ることを決定しなかった。減 損テストの簡便化の一環と して検討されたが、スタッ

ンスの追加（2017 年12月）	フはすべての企業に適用可 能なのれんの配分に関する ガイダンスは困難であると 考えた。
税引前のインプット を使用しなければなら ないとする要求事 項の削除による使用 価値計算の簡便化 （2018年1月）	IASBは、左記改善案を追 求することを暫定決定 した。
将来のリストラク チャリング又は将来 の拡張から生じると 見込まれるキャッ シュ・フローを使用 価値計算から除外す るという要求事項の 削除（2018年1月 及び5月）	IASBは、左記改善案を追 求することを暫定決定 した。

上述した更新ヘッドルーム・アプローチにつ
いて、多くの利害関係者からコスト及び複雑性
の観点から実行可能性についての懸念が聞か
れ、また、当該アプローチ自体の構造自体も支
持しないという意見が聞かれた。さらに、
IASBが更新ヘッドルーム・アプローチを検討
している過程で、一部の利害関係者から、「too
little, too late」の問題に対処する上で、のれん
の償却の再導入の可能性を再検討すべきという
意見が聞かれた。

(3) 無形資産の識別への対応

潜在的な改善案	2018年6月まで のIASBにおける 暫定決定内容
企業結合で取得した無形資産 について、信頼性のある測定 の要件は常に満たされている ものとみなすという記述を削 除する提案 ⁶ （2015年11月）	IASBは、明確に 追求することを決 定しなかった。

無形資産のさらなるグルーピングを許容する提案 ⁷ (2015年11月)	IASBは、明確に追求することを決定しなかった。
顧客との関係(特に、契約によらない顧客との関係)についてのガイダンスを追加する提案 (2015年11月)	IASBは、明確に追求することを決定しなかった。
投資者がある特定の識別可能な無形資産の償却費用を足し戻せるように、包括利益計算書及び損益計算書における償却費用のさらなる分解を提案 (2016年2月)	IASBは、明確に追求することを決定しなかった。
企業結合において認識された識別可能な無形資産について、のれんに含まれる提案 (2018年4月)	IASBは、追求しないことを暫定決定した。

3. 2018年7月のIASBボード会議

2018年6月までの議論の多くは、PHアプローチ及びそれを改善した更新ヘッドルーム・アプローチによって、IAS第36号「資産の減損」における減損テストのモデルの有効性を改善するという目的を追求したものであった。しかしながら、上述したように当該アプローチのコスト及び複雑性の観点から、IASBは、2018年7月のIASBボード会議において、更新ヘッドルーム・アプローチは追求せず、既存の減損モデルを維持することが暫定決定された。

その会議において、のれんの償却の検討を支持するIASBボードメンバーからは、のれんの償却は、のれんの減損テストにかかる作成者のコストを削減し、のれんの帳簿価額が過大になるリスクを緩和する可能性があるとの意見が聞かれた。その一方で、のれんの償却を検討する

ことに反対するIASBボードメンバーからは、現行ののれんの事後の会計処理を変更せず、開示の改善に注力すべきとの意見が聞かれた。

議論の結果、IASBは、本プロジェクトの目的を刷新し、新たに以下の目的を追求することを暫定決定した。

- (1) 企業結合が良い投資意思決定だったのかどうか、及び取得した事業の取得後の業績が取得時に期待されたとおりなのかどうかについて、投資者がより有効に評価できるようにするために、開示を改善できるかどうかという目的を追求する。
 - (2) 次のいずれか又は両方を検討することによって、のれんの会計処理の簡素化の目的を追求する。
 - ① のれんの償却の再導入
 - ② のれんの強制的な年次の定量的減損テストの免除
 - (3) IAS第36号「資産の減損」から次の事項を削除することによって、使用価値の計算を改善するという目的を追求する。
 - ① 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを計算から除外しなければならないとする制限
 - ② 計算に税引前のインプットを使用しなければならないとする要求
- また一方で、IASBは、今後追求しない目的についても以下暫定的に明確化した。
- (1) 自己創設無形資産と、企業結合で取得した無形資産との間の要求事項の相違を解消するという目的は追求しない。
 - (2) 取得したのれんの帳簿価額が回収可能かどうかの評価に焦点を当てるように、減損テ

6 取得企業は、企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産について、取得日における公正価値により認識しなければならない (IAS第38号「無形資産」第33項)。

7 取得企業は、相互補完的な無形資産のグループを単一の資産として認識することができるかと規定されているが、条件として、個別の資産の耐用年数が同様であることを求めている (IAS第38号「無形資産」第37項)。

トのモデルを変更するという目的は追求しない。

- (3) のれんの会計処理の簡素化の目的を追求するにあたり、企業にのれんの即時償却を要求することは検討しない。

今後の予定

IASBは、2019年12月までに、新たに設定した3つの目的に関するIASBの予備的見解を含めたディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。IASBは予備的見解を含めずディスカッション・ペーパーを公表することもできるが、予備的見解を含めることで利害関係者から有用な意見を得られやすいという考えから、2019年上期までに予備的見解をボード会議で議論し、ディスカッション・ペーパーに含める予定である。IASBは、ディスカッション・ペーパーから得られたフィードバックを基礎として、本プロジェクトの目的に沿った

検討を今後さらに進める予定である。

おわりに

のれん償却の再導入について、IASBは、前述のように、のれんの会計処理の簡素化という観点から再検討すると述べている。この点について、その複雑さからヘッドルーム・アプローチによって「too little, too late」問題への対処を追求しないこととした経緯を勘案すると、IASBは、ディスカッション・ペーパーを含めた今後の議論の中で、のれんの償却が「too little, too late」の問題に対処し得る実用的な方法となり得るかどうかという観点で再検討していく必要があると筆者は考えている。また、仮にIASBがのれん償却の再導入を暫定決定した場合、その償却期間、償却方法や移行措置など、のれん償却の再導入に付随する論点についても、IASBはその議論の中で明確にしていくことが求められる。